



相談だより 第3号

令和7年12月24日 岩戸支援学校 支援連携グループ相談・地域支援班

①

2025年は、皆さんにとってどんな一年だったでしょうか。新しい挑戦、頑張ったことをぜひ振り返りながら、来年に向け準備していきましょう。

さて、第3号では「サポートブック」「補装具費支給制度」の2つをご紹介します。

■サポートブックについて ■

高等部卒業後、様々なタイミングで同じような書類を作成する必要が出てきます。そこで頼りになるのが「サポートブック」です。作成中の方が多数とは思いますが、確認の意味でのご紹介です。

«サポートブックとは?»

基礎的な情報や支援の方向性の参考となる情報が記載された
「相談・支援ファイル」のこと

◆記載内容例◆

①本人の基礎的な情報

- ・成育歴や相談歴、判定歴、かかりつけ医など

②本人や保護者、家族の願い

- ・これから願う姿
- ・家族が大事にしていることなど

関係者間で支援の方向性の

共有化がしやすくなる

成育歴や医療情報、相談歴などをまとめておくと
福祉サービスへつながる時や療育手帳の判定などの相談で役に立つ

参考：障害のあるお子さんのための相談・支援ファイル・横須賀市HP

一般に「サポートブック」は、本人の成育歴や相談や判定などの基礎的な情報や、本人・家族の願いなどを記載していくものです。年金申請のための医療機関受診時、グループホームや介護施設に移行する時など、担当者に短時間で成育歴などの情報を伝えなければなりません。「本人の好きなことや苦手なこと」「こうすれば落ち着く」などの様々な情報を、サポートブックを活用し伝えることで、スムーズな移行ができます。「何度も同じ話をする」「何度も同じ内容を書く」等の負担を減らすことも期待されます。無料でダウンロードできる「親心の記録」(一般社団法人：日本相続知財センター グループ)もあり、項目別になっているので記載しやすくなっています。これを支援者に託し、支援の方向性を考えていただくことがサポートブックの目的です。一度作成しておくと、変更や追加することを朱書きしたり用紙を追加したりすれば、書き直しの必要はありません。

横須賀市では「サポートブック」、葉山町では「こん葉す(こんぱす)」と各自治体で名称が変化します。作成してみたい方は、各市町の障害福祉担当もしくは本校の相談担当にご連絡ください。(市によっては配付のないところもありますので、ご確認ください。)

参考：障害のあるお子さんのための相談・支援ファイル・横須賀市HP

補装具費支給制度について

補装具とは、身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるものです。また、専門的な意見を要するものと定められています。補装具として明記されているものは、車いすや義肢、体幹装具など多くあります。今回は、18歳以降の制度についてご紹介します。

「18歳以降の制度のポイント」

注意!! 必ず事前申請を

- ①医師の意見書、処方箋の書式が変わる
 - ②かかりつけ医とつながっておく
 - 医師に意見書を書いてもらう必要があるため
 - ③県への申請が必要な場合は、支給決定までに2か月程度かかる
 - ④利用者負担が「本人」または「配偶者」の収入が基準となる
 - ⑤原則、1種目1個支給のため、同じ装具を複数作成することはできない
 - 18歳以前：教育目的で学校用と家庭用で車いすを作成することが可能
 - 18歳以降：使用場面が複数でも原則1つの車いす
- ※場合によっては、複数作成も可能なことがある

参考：補装具費支給制度を希望される方へ・横須賀市HP

児童(18歳以前)から大人(18歳以降)へ移り変わった際のポイントがいくつかあります。まずは、医師の意見書の書式が変わり、聞き取りや確認があることです。本人の身体状況を詳しく記載してもらうようになります。そのため、かかりつけ医とつながっておくことが非常に大事になります。

次に、申請から決定までにかかる期間の目安として、18歳以上は2か月程度となるため(18歳未満では2~3週間程度)支給決定までに時間がかかるようになります。補装具を作り直す時(基本的に補装具の耐用年数が過ぎてから)や修理がしたい場合でも、事前申請制となります。しかし、急を要するものであれば、すぐに修理が必要となります。その際は、修理を行う前にお住まいの各自治体障害福祉担当へ連絡し、相談をしてください。

横須賀市総合福祉会館では、神奈川県主催による補装具の相談会が月1回(原則、第1水曜日)実施されています。横須賀市在住の方だけではなく、横須賀ブロック(横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡)在住の方であれば利用することができます。補装具(体幹装具や姿勢保持装置を除く)の処方や適合判定を受けることができ、意見書や見積書が揃います。しかし、まったく同じものを作りなおす場合のみ申請が可能となっているため、新しく作りなおす場合は利用できませんのでご注意ください。予約や相談を希望される場合は、お住まいの各自治体障害福祉担当へお問い合わせください。

参考：補装具費支給制度を希望される方へ・横須賀市HP、令和7年度身体障害者巡回相談日程表・神奈川県HP

相談担当へ電話をしたいとき

相談担当への直通電話は【046-839-4503】です。

進路支援班と同じ番号ですので、お電話でのご相談の際には「相談担当」をお呼び出しください。

担任や連絡帳を通じてのご連絡でも構いません。お気軽にお声がけください。

